

商業マージン調査票記入例

【全体的な注意事項】

- ・金額（単位：千円）、単価（単位：円）で記入する項目については、単位未満は四捨五入して整数で記入してください。
- ・平均マージン率（単位：％）で記入する項目については、単位未満は四捨五入して小数点以下第1位まで記入してください。
- ・商品分類はあらかじめ経済産業省が指定をしております。この商品分類に含まれる品目のうち、貴社の販売金額の上位5品目の「個別品目名」及び「品目コード」を、同封の「調査品目一覧表」を参照して選択して、記入してください。
- ・経済産業省があらかじめ指定した商品分類について取り扱いがない場合は、「調査品目一覧表」を参照して商品分類を見え消しで訂正した上で、貴社の販売金額の上位5品目を選択して記入してください。

この調査は、統計法に基づく一般統計調査です。

平成29年12月1日
提出先 経済産業省大臣官庁 調査統計グループ調査分析支援室

秘 商業マージン調査票
(対象期間：平成27年1～12月)

整理番号 1 2 3 4 0 1 (1枚中 1枚)

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。この調査票は、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。本調査は、平成27年産業連関表を作成する過程で必要となる各産業部門間の「財」の取引に伴う商業マージンの推計に関する基礎資料を得ることを目的としています。
※ 本調査票は、経済産業省のHP (<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/margin/index.html>) により、ダウンロードが可能です(様式：エクセルファイル)。

企業名 千100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1 (株)経済産業販売

所属部署名 経理課
TEL 03-3501-1511(内線:1234)
フリガナ ケイザイ タロウ
氏名 経済 太郎

商品分類
分類コード 54199
商品名 他の産業機械器具卸売

個別品目(品目1～品目5)は、商品分類に含まれる品目のうち、貴社の販売金額の上位5品目を、同封の「調査品目一覧表」を参照して選んでください。(ただし、貴社が販売する際にマージンを付与した品目に限ります。)

1. 品目の選択

個別品目名	品目1	品目2	品目3	品目4	品目5	
100	ボイラ	タービン	ガス・石油機器等	冷凍機等	配管工事附属品	
品目コード	101	1287	1288	1284	1290	1285

2. 消費税の扱い

消費税	200	1 込み	2 抜き	(原則、消費税込みで記入してください。)
-----	-----	------	------	----------------------

3. 年間商品販売額

品目1	品目2	品目3	品目4	品目5		
年間商品販売額(単位:千円)	300	5,233,512	3,121,897	2,230,386	1,299,203	21,879

4. 商業マージン

原則、販売額ベースで記入してください。
それが困難な場合は、販売単価ベースで記入してください。

品目1	品目2	品目3	品目4	品目5	
平均マージン率、売上原価のどちらか一つを記入してください。					
平均マージン率(単位:%)	400	20.5	26.3	12.8	
売上原価(単位:千円)	401			402,753	
販売単価ベースの場合、商品販売単価を必ず記入してください。さらに、平均マージン率、商品仕入単価は、どちらか一つを記入してください。					
商品販売単価(単位:円)	402			6,000	
平均マージン率(単位:%)	403				
商品仕入単価(単位:円)	404			4,500	

商品販売単価、商品仕入単価は、重量あたりの価格や個数あたりの価格などの制約はありませんが、当該品目内では同じ単位で揃えてください。

5. 主要販売先

品目1	品目2	品目3	品目4	品目5	
500	1 卸売業者				
501	2 産業用使用者				
502	3 小売業者				
503	4 一般消費者				
504	5 国外(直接輸出)				
505	6 その他・不明				

各品目の主要な販売先を1つ選んで、該当する番号を○で囲んでください。

備考

☆☆協力ありがとうございました☆☆

① この調査は、企業を対象にしていますので、貴社で販売した商品が調査の対象となります。
② 対象期間は、平成27年1～12月の1年分です。この期間で記入が困難な場合は、平成27年を最も多く含む1年間で記入してください。
③ 「商品分類」は、経済産業省が予め指定をしております。
④ 当省が予め指定した商品分類から、貴社の販売金額の上位5品目を同封の「調査品目一覧表」を参照して選択し、「個別品目名」及び「品目コード」(品目1～品目5)に記入してください。ただし、貴社が販売する際にマージンを付与した品目に限ります。
⑤ なお、当省が予め指定した商品分類について取り扱いがない場合は、「調査品目一覧表」を参照して商品分類を見え消しで訂正した上で、貴社の販売金額の上位5品目を選択して記入してください。
⑥ 消費税については、貴社の消費税の扱いにより、該当する番号を○で囲んでください。原則、消費税込みで記入してください。各品目共通とします。
⑦ 年間商品販売額は、貴社における当該品目の販売額をいいます。なお、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めなくてください。
⑧ 平均マージン率は、貴社が商品販売する際に付与した平均的な利幅、利ざやをいいます。
⑨ 販売額ベースの平均マージン率は、当該商品の年間商品販売額に対する平均的なマージン額の割合を記入してください。
⑩ 売上原価は、当該品目に係る売上原価です。売上原価とは、年間商品販売額に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費(売上原価に含まれるもの)の総額です。
⑪ ⑫ 販売単価ベースで回答する場合は、代表的な銘柄の品目や、売れ筋商品などの対象期間1年間の平均的な販売単価を記入してください。
⑬ 販売単価ベースの平均マージン率は、商品販売単価に対する平均的なマージンの割合を記入してください。
⑭ 商品仕入単価は、社外からの平均的な商品仕入単価を記入してください。
⑮ 主要販売先
1. 卸売業者とは、他企業の卸売業者に商品を卸売した場合をいいます。
2. 産業用使用者とは、他企業の産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校など。官公庁を含みます。)に業務用として商品を卸売した場合をいいます。
3. 小売業者とは、他企業の小売業者に商品を卸売した場合をいいます。
4. 一般消費者とは、家計に商品を買った場合をいいます。
5. 国外(直接輸出)とは、自社(自分)名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合をいいます。
6. その他・不明とは、上記以外の販売先に商品を販売した場合や、販売先が不明の場合をいいます。
⑯ 備考は、休業中のため対象外、平成27年産年ではなく平成27年度決算ベースで記載等、注意すべき事項がありましたら、その旨記入してください。

☆☆☆ この調査についての詳細は、「商業マージン調査 記入の手引」をご覧ください。 ☆☆☆
また、不明な点等ありましたら、「経済産業省商業マージン調査・輸入品需要先調査事務局」まで御連絡ください。